

道路運送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（種類）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）</p> <p>ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（種類）</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）</p> <p>ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及び八の旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）</p>

旅客自動車運送事業)

- 八 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

二 (略)

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類(一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。))  
その他の国土交通省令で定める運行の様態の別を含む。(ことに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 (略)

(欠格事由)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

一 (略)

- 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第

- 八 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

二 (略)

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類(ことに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2・3 (略)

(欠格事由)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

一 (略)

- 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号及び第四十九条第二項第四号において同じ。))とし

一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消の日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三・四（略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の第二号及び第五号並びに第八十九条第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2・3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若し

て在任した者で当該取消の日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三・四（略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の第二号及び第五号並びに第八十九条第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2・3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

5 国土交通大臣は、第三項の運賃等又は前項の料金が次の各号（第三項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一〇三 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 (略)

2 前条第六項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 (略)

2・3 (略)

4 第九条第六項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(運賃及び料金等の揭示)

第十二条 (略)

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項（路線定期運行に係るものに限る。）を営業所その他の場所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

3 (略)

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

一〇三 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 (略)

2 前条第五項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第五項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 (略)

2・3 (略)

4 第九条第五項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第五項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(運賃及び料金等の揭示)

第十二条 (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項を営業所その他の場所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

3 (略)

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、営業所の名

2～4 (略)

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 (略)

(運行計画)

第十五条の三 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画(運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項)路線定期運行に係るものに限る。)に関する計画をいう。以下同じ。  
( )を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

(事業計画等に定める業務の確保)

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 (略)

(天災等の場合における他の路線による事業の経営)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することが

称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2～4 (略)

第十五条の二 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 (略)

(運行計画)

第十五条の三 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画(運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

(事業計画等に定める業務の確保)

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画(一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 (略)

(天災等の場合における他の路線による事業の経営)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第十五条第一項の規定にかかわ

きなくなつたときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営営することができる。この場合において合理的に必要な事業計画及び運行計画の変更に ついては、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

(乗合旅客の運送)

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 (略)
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

第二十四条 削除

らず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営営することができる。この場合において合理的に必要な事業計画及び運行計画の変更に ついては、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

(従業員)

第二十四条 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が従業員であることを表示させなければ、その者をその職務に従事させてはならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の従業員の服務規律は、国土交通省令で定める。

第二十六条 削除

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う)一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画(の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。))の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2・3 (略)

(事業改善の命令)

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画(路線定期運行を行う)一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画)を変更すること。

二 丁七 (略)

(事業の休止及び廃止)

(小児の無賃運送)

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する六歳未満の小児については、旅客一人につき少なくとも一人まで無賃で運送しなければならない。

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。))の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2・3 (略)

(事業改善の命令)

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画(一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画)を変更すること。

二 丁七 (略)

(事業の休止及び廃止)

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3・4 (略)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十三條まで、第二十三條の五、第二十五条、第二十七条、第二十八條第一項、第二十九條から第二十九條の三まで、第三十三條、第四十條及び第四十一条の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五条第二項中「第六条」とあるのは、「第四十三條第三項」と、第十七条中「第十五条第一項の規定にかかわらず」とあるのは「第四十三條第五項において準用する第十五條第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五條第一

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3・4 (略)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十三條まで、第二十三條の五から第二十五條まで、第二十七条、第二十八條第一項、第二十九條から第二十九條の三まで、第三十三條、第四十條及び第四十一条の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五条第二項中「第六条」とあるのは、「第四十三條第三項」と、第十七条中「第十五条第一項の規定にかかわらず」とあるのは「第四十三條第五項において準用する第十五條第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五



項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項」とあるのは、「事業計画の変更については、第四十三條第五項において準用する第十五条第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6）10（略）

（有償運送）

第七十八條 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九條 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九條の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項」とあるのは、「事業計画の変更については、第四十三條第五項において準用する第十五条第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6）10（略）

（使用等の届出）

第七十八條 事業用自動車以外の自動車（以下「自家用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（最大積載量が国土交通省令で定めるトン数以上であるものに限る。以下「届出対象自家用貨物自動車」という。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出対象自家用貨物自動車を使用する者が、届出をした事項を変更しようとするとき（次

- 2 届出対象自家用貨物自動車を使用する者は、届出対象自家用貨物自動車の使用を廃止したとき、又は前項の届出に係る自動車が改造により届出対象自家用貨物自動車でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（共同使用の許可）

第七十九條 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 行おうとする家用有償旅客運送の種類（国土交通省令で定める家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
  - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する家用有償旅客運送の用に供する家用自動車（以下「家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の家用有償旅客運送の種類ごとに国土交通省令で定める事項
  - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第七十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

2 | 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を

受けよとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客

運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定め、て行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を行なうことができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2 | 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と、第七十九条の四第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

3 | 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 | 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

（旅客から收受する対価の揭示等）

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように揭示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 | 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

（輸送の安全及び旅客の利便の確保）

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
- 二 路線又は運送の区域を変更すること。
- 三 旅客から収受する対価を変更すること。
- 四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

(事故の報告)

第七十九条の十 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止)

第七十九条の十一 自家用有償旅客運送者は、その業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

る。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
  - 二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。
  - 三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
  - 四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。
- 2 | 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

- 第七十九条の十三 国土交通大臣は、第七十九条の登録の有効期間（第七十九条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第七十九条の十一の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該自家用有償旅客運送者の登録を抹消しなければならない。

(有償貸渡)

- 第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。
- 2 | 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

(使用の制限及び禁止)

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

- 第八十条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 | 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。
- 3 | 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用の制限及び禁止)

第八十一条 国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

一・二 (略)

三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき(第七十八条各号に掲げる場合を除く。)

四 前条第一項の許可を受けないで、業として有償で自家用自動車を貸し渡したとき(同項ただし書の場合を除く。)

2 (略)

(免許等の条件又は期限)

第八十六条 免許、許可、登録又は認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可、登録若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該道路運送事業者(道路運送事業を営業者をいう。以下同じ。)又は自家用有償旅客運送者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一・二 (略)

三 第九条第六項(第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。)(の規定による運賃又は料金の変更の命令

四)七 (略)

(聴聞の特例)

第八十一条 国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

一・二 (略)

三 第七十九条の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供したとき。

四 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき(前条第一項ただし書の場合を除く。)

五 前条第二項の許可を受けないで、業として有償で自家用自動車を貸し渡したとき。

2 (略)

(免許等の条件又は期限)

第八十六条 免許、許可又は認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該道路運送事業者(道路運送事業を営業者をいう。以下同じ。)に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一・二 (略)

三 第九条第五項(第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。)(の規定による運賃又は料金の変更の命令

四)七 (略)

(聴聞の特例)



第九十条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業又は  
自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政  
手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見  
陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令若し  
くは許可の取消し又は自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若し  
くは登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第  
一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続  
に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(報告、検査及び調査)

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、  
道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若し  
くは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定  
める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有  
若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員  
をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有  
償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこ  
れらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自  
家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立  
ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させるこ  
とができる。

4～7 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若し  
くは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業の停  
止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八  
号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にか  
かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令又は  
許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第  
一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に  
参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(報告、検査及び調査)

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、  
道路運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれ  
らの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業又  
は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員  
をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者その他自動  
車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体  
の事務所その他の事業場（道路運送事業又は自動車の管理に係るもの  
に限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者  
に質問させることができる。

4～7 (略)

第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百  
五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十五条(第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、第七十八条又は第八十三条の規定に違反した者
- 二・三 (略)
- 四 第四十三条第一項の規定に違反して、特定旅客自動車運送事業を営じた者
- 五 (略)
- 六 不正の手段により第七十九条の登録又は第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録を受けた者
- 七 (略)

第九十七条の三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第三項若しくは第五項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第三項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第九条第四項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者
- 二 第九条第六項(第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受した者
- 三・十六 (略)
- 十七 第七十条の三第一項又は第八十条第一項の規定により許可を受けてしななければならない事項を許可を受けなかった者
- 十八・十九 (略)

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

- 一 第二十五条(第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項又は第八十三条の規定に違反した者
- 二・三 (略)
- 四 第四十三条第一項の規定に違反して特定旅客自動車運送事業を営じた者
- 五 (略)
- 六 (略)

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第三項若しくは第四項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者
- 二 第九条第五項(第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受した者
- 三・十六 (略)
- 十七 第七十条の三第一項、第七十九条第一項又は第八十条第二項の規定により許可を受けてしななければならない事項を許可を受けなかった者
- 十八・十九 (略)

罰金に処する。

- 一 第七十九条の七第一項の規定に違反して、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第七十九条の九第二項の規定による命令に違反した者

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十五条の八の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第四十五条の十の規定に違反して、試験事務の全部を廃止したとき。

三・四 (略)

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは所有し、若しくは使用する自動車に関し、第九十六条、第九十七条及び第九十八条の三から第九十八条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十五条第四項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第十五条の二第五項(第三十八條第三項において準用する場合を含む。)、第十五条の三第三項、第二十九條(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項、第四十三條第八項若しくは第十項、第五十四條第三項(第六十七條(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))及び第七十五條第三項

第九十八条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十五条の八の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第四十五条の十の規定に違反して試験事務の全部を廃止したとき。

三・四 (略)

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは所有し、若しくは使用する自動車に関し、第九十六条、第九十七条及び第九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十五条第四項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第十五条の二第五項(第三十八條第三項において準用する場合を含む。)、第十五条の三第三項、第二十九條(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項、第四十三條第八項若しくは第十項、第五十四條第三項(第六十七條(第七十五條第三項において準用する場合を含む。))及び第七十五條第三項

において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項、第七十九条の七第三項、第七十九条の十、第七十九条の十一又は第九十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四〇七 (略)

八 第七十九条の八第一項の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は説明をしなかつた者

において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項、第七十八条又は第九十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四〇七 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 登録情報処理機関（第九十六条の二・第九十六条の十四）</p> <p>第六章の三 登録情報提供機関（第九十六条の十五・第九十六条の十九）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 この法律で「登録識別情報」とは、第四条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該記録されている者自らが当該登録を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて、当該記録されている者を識別することができるものをいう。</p> <p>（新規登録の申請）</p> <p>第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 登録情報処理機関（第九十六条の二・第九十六条の十四）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>第七條 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、第十五条の二第五項、第十六条第二項若しくは第八項の一時抹消登録証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。</p>

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一・二 (略)

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第十九条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。）  
保安基準適合証

四 (略)

4 6 (略)

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下この条において「封印取付受託者」という。）の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 前項の規定は、自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一・二 (略)

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第十九条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。）  
第十六条第二項の一時抹消登録証明書及び保安基準適合証

四 (略)

4 6 (略)

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 前項の規定は、自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標の取り外し又は封印の取り外し若しくは取付けは、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条において同じ。）が行うものとする。

3 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又はき損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならぬ。

4 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

（輸出抹消登録）

第十五条の二（略）

2～4（略）

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書<sup>2</sup>の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録を<sup>3</sup>するものとする。

（一時抹消登録）

第十六条（略）

3 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又はき損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣の行う封印の取付けを受けなければならない。

4 何人も、国土交通大臣若しくは第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣の行う封印の取付けを受けなければならない。

（輸出抹消登録）

第十五条の二（略）

2～4（略）

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書<sup>2</sup>の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録を<sup>3</sup>し、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書<sup>4</sup>を交付するものとする。

（一時抹消登録）

第十六条（略）

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき一時抹消登録をしたときは、申請者に対し、一時抹消登録証明書<sup>2</sup>を交付するものとする。

2・3 (略)

4 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)  
(の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時まで)の間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。

5 (略)

6 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第四項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第五項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

7 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するものとする。

(届出記録)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第二項若しくは第四項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 国土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第二項又は第四項の

3・4 (略)

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)  
(の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時まで)の間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6 (略)

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

(届出記録)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第三項若しくは第五項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 国土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第三項又は第五項の



規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がなくてこれらの規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2・3 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、いつでも、国土交通大臣に対し、登録識別情報を通知することを請求することができる。

(登録識別情報の提供)

第十八条の三 新規登録(一時抹消登録があつた自動車に係るものに限る。)、変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請をする場合には、申請者は、国土交通省令で定めるところにより、登録識別情報を提供しなければならない。ただし、申請者が登録識別情報を提供できないことにつき正当な理由がある場合その他国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 一時抹消登録があつた自動車を譲渡する者は、国土交通省令で定めるところにより、登録識別情報を譲受人に提供しなければならない。

(自動車登録ファイルの記録等の保存)

規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がなくてこれらの規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2・3 (略)

(自動車登録ファイルの記録等の保存)

第二十一条 永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、それぞれ、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第二項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第六項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

(登録事項等証明書)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報(以下「登録情報」という。)の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務(以下「情報提供業務」という。)を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者又は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかなき又は第一項の登録事項等証明書

第二十一条 永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、それぞれ、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第三項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第七項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

(登録事項等証明書)

第二十二条 (略)

2 (略)

の交付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(封印の取付けの委託)

第二十八条の三 国土交通大臣は、登録自動車に取り付けた自動車登録番号標への封印の取付けを国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 第二十六条第一項、第二十八条第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定による封印の取付けの委託を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車登録番号標交付代行者」とあるのは「第二十八条の三第一項の規定による封印の取付けの委託を受けた者」と、「の規定」とあるのは「第三項及び第五項の規定」と、「自動車登録番号標」とあるのは「封印」と、「交付」とあるのは「取付け」と読み替えるものとする。

(譲渡証明書等)

第三十三条 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書を譲受人に交付しなければならない。

一 四 (略)

2 5 (略)

(登録識別情報の安全確保)

第三十六条の三 国土交通大臣は、その取り扱う登録識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登録識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 自動車登録官その他の登録に関する事務に従事する国土交通省の職

(封印の取りつけの委託)

第二十八条の三 国土交通大臣は、登録自動車に取り付けた自動車登録番号標への封印の取りつけを国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 第二十六条第一項(同項第一号中第十一条第二項において準用する同条第一項に係る部分を除く。)、第二十八条第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定による封印の取りつけの委託を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車登録番号標交付代行者」とあるのは「第二十八条の三第一項の規定による封印の取りつけの委託を受けた者」と、「自動車登録番号標」とあるのは「封印」と、「交付」とあるのは「取りつけ」と読み替えるものとする。

(譲渡証明書等)

第三十三条 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書及び一時抹消登録証明書(一時抹消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一 四 (略)

2 5 (略)

員又はその職にあつた者は、その事務に關して知り得た登録識別情報の作成又は管理に關する秘密を漏らしてはならない。

(他の法律の適用除外)

第三十六条の四 (略)

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他の国土交通省令で定める家用自動車(前号に掲げる家用自動車を除く。) 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 (略)

(報告及び検査)

第五十四条の三 地方運輸局長は、前条の規定の施行に必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為を行った者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書

(他の法律の適用除外)

第三十六条の三 (略)

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び国土交通省令で定める家用自動車 三月

二 前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車 六月

2 (略)

三 家用乗用自動車(人の運送の用に供する家用自動車(第一号の国土交通省令で定める家用自動車を除く。))のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。第六十一条第二項第二号において同じ。)及び国土交通省令で定める自動車 一年

類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車検査証の有効期間)

第六十一条 (略)

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 (略)

二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を二年とされる自動車のうち家用乗用自動車(人の運送の用に供する家用自動車であつて、国土交通省令で定めるものを除く。)及び二輪の小型自動車であるもの 三年

3・4 (略)

(改善措置の勧告等)

第六十三条の二 (略)

2~5 (略)

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)に行わせるものとする。

(自動車検査証の有効期間)

第六十一条 (略)

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 (略)

二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を二年とされる自動車のうち家用乗用自動車であるもの 三年

3・4 (略)

(改善措置の勧告等)

第六十三条の二 (略)

2~5 (略)

7 研究所は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 (略)

2) 4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の規定による指示を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために、第一項又は第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を研究所に行わせるものとする。

6 研究所は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の規定によりその職員が立入検査を行う場合には、第六十三条の二第六項又は第六十三条の三第五項の規定による技術的な検証のために必要な調査を研究所に行わせることができる。

2 研究所は、前項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

第六十五条 削除

(準用規定)

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは、「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六条第二項又は第四項」とあるのは、「第六十九条の

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 (略)

2) 4 (略)

第六十四条及び第六十五条 削除

(準用規定)

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは、「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六条第三項又は第五項」とあるのは、「第六十九条の

二第一項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等」に関する事項」という。)がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記載され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに限る。)又は継続検査の結果、当該自動車~~が保安基準に適合しないと認められる場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、~~限定自動車検査証を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。

25 (略)

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記載され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7 (略)

(独立行政法人交通安全環境研究所の審査)

第七十五条の四 国土交通大臣は、第七十五条第一項に規定する自動車の型式についての指定及び第七十五条の二第一項に規定する特定装置の型式についての指定に関する事務のうち、当該自動車の構造、装置及び性能並びに当該特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を研究所に行わせるものとする。

二第一項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等」に関する事項」という。)がそれぞれ当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに限る。)又は継続検査の結果、当該自動車~~が保安基準に適合しないと認められる場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、~~限定自動車検査証を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。

25 (略)

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7 (略)

(独立行政法人交通安全環境研究所の審査)

第七十五条の四 国土交通大臣は、第七十五条第一項に規定する自動車の型式についての指定及び第七十五条の二第一項に規定する特定装置の型式についての指定に関する事務のうち、当該自動車の構造、装置及び性能並びに当該特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)に行わ

2 (略)

(保安基準適合証等)  
第九十四条の五 (略)

2~4 (略)

5 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

6 (略)

7 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書(同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。)とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8~12 (略)

(登録基準等)

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)及び情報

せるものとする。

2 (略)

(保安基準適合証等)  
第九十四条の五 (略)

2~4 (略)

5 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

6 (略)

7 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8~12 (略)

(登録基準等)

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)及び情報処理業務に



処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を有するものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2）4（略）

### 第六章の三 登録情報提供機関

（登録）

第九十六条の十五 第二十二条第三項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、情報提供業務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第九十六条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十六条の十九において準用する第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第九十六条の十七 国土交通大臣は、第九十六条の十五の規定により登録を申請した者が電子計算機及び情報提供業務に必要なプログラムを有するものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を有するものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2）4（略）

- 2 登録は、登録情報提供機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
  - 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録情報提供機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 登録情報提供機関が情報提供業務を行う事業場の所在地
  - 四 自動公衆送信において送信元である登録情報提供機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号
  - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録情報提供機関登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。
- 4 登録情報提供機関は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、その氏名又は名称、登録情報提供機関登録簿に記載された登録番号、情報提供業務に関する約款及び料金その他の国土交通省令で定める事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の更新)

- 第九十六条の十八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

- 第九十六条の十九 第九十六条の六から第九十六条の十四までの規定は、登録情報提供機関及び情報提供業務について準用する。この場合において、第九十六条の七中「第九十六条の四第二項第二号から第四号まで又は第六号」とあるのは「第九十六条の十七第二項第二号から第五号まで」と、第九十六条の十第二項中「第三十二条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を提供しようとする者

「とあるのは「登録情報の電気通信回線による提供を受けようとする者」と、第九十六条の十一中「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の十七第一項」と、第九十六条の十三第一号中「第九十六条の三第一号又は第三号」とあるのは「第九十六条の十六第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～三 (略)

四 第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けた者

五～十三 (略)

十四 登録情報提供機関

十五 (略)

2～4 (略)

(手数料の納付)

第百二条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者(第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。)

四～七 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～三 (略)

四 第二十八条の三第一項の規定により封印の取りつけの委託を受けた者

五～十三 (略)

十四 (略)

2～4 (略)

(手数料の納付)

第百二条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者

四～七 (略)

八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関

九〇十四（略）

2 前項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしななければならない。ただし、同項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4（略）

（事務の区分）

第五十五条の二 第十一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条の二 第三十六条の三第二項の規定に違反して、登録識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十六条の三 自動車登録ファイルに不実の記録をさせることとなる登録の申請の用に供する目的で、登録識別情報を取得した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を

八〇十三（略）

2 前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしななければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4（略）

（事務の区分）

第五十五条の二 第十一条第二項、第三項及び第五項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された登録識別情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

第百六条の四・第百六条の五 (略)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第九十六条の十三(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務又は情報提供業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関又は登録情報提供機関の役員又は職員

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十四条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第二項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項、第九十六条の九(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)、又は第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

第百六条の二・第百六条の三 (略)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第九十六条の十三の規定による情報処理業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関の役員又は職員

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第三項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項、第九十六条の九又は第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 第十五条の二第一項ただし書、第十六条第四項又は第六十九条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

五〇九 (略)

十 第九十六条の十四(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

2 (略)

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百六条の四 二億円以下の罰金刑
- 二 (略)

第百十二条 第十五条の二第四項(第十六条第六項又は第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第十八条第二項(第六十九条の三において準用する場合を含む。)、第二十七条第三項、第二十八条第一項(第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第七十六条の七第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第十五条の二第一項ただし書、第十六条第五項又は第六十九条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

五〇九 (略)

十 第九十六条の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

2 (略)

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百六条の二 二億円以下の罰金刑
- 二 (略)

第百十二条 第十五条の二第四項(第十六条第七項又は第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第十八条第二項(第六十九条の三において準用する場合を含む。)、第二十七条第三項、第二十八条第一項(第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第七十六条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三（略）

第百十三条 第九十六条の十第一項（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第九十六条の十第二項各号（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

三（略）

第百十三条 第九十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第四十六条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第六十三条の三第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（審査事務等を実施する者）</p> <p>第十四条 研究所は、第十二条第三号に掲げる業務及び審査事務を行うときは、国土交通省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十五条 研究所は、第十二条第三号及び第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、第十二条第三号及び第四号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、研究所に対し、当該業務に関する報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（審査事務等を実施する者）</p> <p>第十四条 研究所は、審査事務を行うときは、国土交通省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十五条 研究所は、第十二条第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、第十二条第四号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、研究所に対し、当該業務に関する報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査さ</p>



2  
・  
3  
(略)  
件を検査させることが出来る。

2  
・  
3  
(略)  
せることが出来る。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）			
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第十一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）が処理することとされている事務	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第十一条第二項、第三項及び第五項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務
(略)	(略)	(略)	(略)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項（第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項（第五号、第六号及び第八号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（抵当権者に対する通知）</p> <p>第十六条 国土交通大臣は、抵当自動車について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。同法第十五条の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録の申請を受理したときも同様である。</p> <p>（抵当権の実行）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終わるまでの期間内は、第一項の自動車について道路運送車両法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録及び同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録をすることができない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（抵当権者に対する通知）</p> <p>第十六条 国土交通大臣は、抵当自動車について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。同法第十五条の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録の申請を受理したときも同様である。</p> <p>（抵当権の実行）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終わるまでの期間内は、第一項の自動車について道路運送車両法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録及び同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をすることができない。</p> <p>4（略）</p>

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一、八の二（略）</p> <p>九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設</p> <p>九の二、三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一、八の二（略）</p> <p>九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設</p> <p>九の二、三十五（略）</p>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十三号）（附則第十九条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合衆国軍隊等に対する道路運送法等の適用除外）                  第一条 合衆国軍隊（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。）及び国際連合の軍隊（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する国際連合の軍隊をいう。以下同じ。）には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（合衆国軍隊等に対する道路運送法等の適用除外）                  第一条 合衆国軍隊（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。）及び国際連合の軍隊（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する国際連合の軍隊をいう。以下同じ。）には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条、第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（登記事項等）</p> <p>第十二条 事業財団の表題部の登記事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般乗合旅客自動車運送事業の事業単位にあつては、その路線又は営業区域</p> <p>三 一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業（第五号に掲げるものを除く。）の事業単位にあつては、その営業区域</p> <p>四 自動車道事業の事業単位にあつては、その路線</p> <p>五、七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登記事項等）</p> <p>第十二条 事業財団の表題部の登記事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般乗合旅客自動車運送事業又は自動車道事業の事業単位にあつては、その路線</p> <p>三 一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業（次号に掲げるものを除く。）の事業単位にあつては、その営業区域</p> <p>四、六（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>附則 1～5（略）</p> <p>6 国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の申請に基づき一時抹消登録をするまでは、第四条の規定による打刻をすることができない。</p>	<p>附則 1～5（略）</p> <p>6 国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をするまでは、第四条の規定による打刻をすることができない。</p>



自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路運送法の適用除外） 第百十三條 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四條及び第九十五條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>（道路運送法の適用除外） 第百十三條 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八條、第九十四條及び第九十五條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第二条（略）                      2 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）をいい、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。</p> <p>3）8（略）</p>	<p>（定義）                      第二条（略）                      2 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいい、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。</p> <p>3）8（略）</p>

改 正 案

現 行

（路線バス等優先通行帯）

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならぬ。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

第二十条の二 道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならぬ。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

2 (略)

（他の車両に追いつかれた車両の義務）

（他の車両に追いつかれた車両の義務）

第二十七条 車両（道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行又は同法第三条第二号に掲げる特定旅客自動車運送事業者の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリーバスを除く。）は、第二十二條第一項の規定に基づく政令で定める最高速度（以下この条において「最高速度」という。）が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ

第二十七条 車両（道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者又は同条第二号に掲げる特定旅客自動車運送事業者の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリーバスを除く。）は、第二十二條第一項の規定に基づく政令で定める最高速度（以下この条において「最高速度」という。）が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き

2  
(略)

かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しなうとするときも、同様とする。

2  
(略)

進行しなうとするときも、同様とする。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路運送車両法等の適用除外） 第四条（略） 2 締約国登録自動車については、道路運送法第九十五条の規定は、適用しない。</p>	<p>（道路運送車両法等の適用除外） 第四条（略） 2 締約国登録自動車については、道路運送法第七十八条及び第九十五条の規定は、適用しない。</p>

改 正 案

現 行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十四條、第三十四條關係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十四條、第三十四條關係）</p>
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>
<p>課税標準</p>	<p>課税標準</p>
<p>税率</p>	<p>税率</p>
<p>一〇百二十三（略）</p>	<p>一〇百二十三（略）</p>
<p>百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p>	<p>百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録</p>
<p>(一)・(二) (略)</p>	<p>(一)・(二) (略)</p>
<p>(三) 道路運送車両法第二十二條第三項（登録情報提供機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>(三) (略)</p>
<p>登録件数</p>	<p>登録件数</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>九万円</p>	<p>(略)</p>
<p>百二十五（略）</p>	<p>百二十五（略）</p>
<p>百二十五の二 自家用有償旅客運送者の登録</p>	<p>百二十五の二 自家用有償旅客運送者の登録</p>
<p>(一) 道路運送法第七十九條（登録）の自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>(一) 道路運送法第七十九條（登録）の自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）</p>
<p>登録件数</p>	<p>登録件数</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>(二) 道路運送法第七十九條の七第一項（変更登録等）の変更登録（財務省</p>	<p>(二) 道路運送法第七十九條の七第一項（変更登録等）の変更登録（財務省</p>
<p>登録件数</p>	<p>登録件数</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>三万円</p>	<p>三万円</p>

令で定めるものに限る。）		
百二十六 自家用自動車の有償貸渡しの許可	道路運送法第八十条第一項（有償貸渡し）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）	許可件数 一件につき 九万円
百二十七～百五十八（略）		
令で定めるものに限る。）		
百二十六 自家用自動車の有償貸渡しの許可	道路運送法第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）	許可件数 一件につき 九万円
百二十七～百五十八（略）		

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表示番号の指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条</p>	<p>（表示番号の指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項又は前項の規定による届出は、当該届出をすべき事項が道路運送法第七十八条第一項の規定による届出をすべき事項に相当するときは、同項の規定による届出とみなす。</p> <p>（表示番号等の表示）</p> <p>第四条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条第一項から第三項までの規定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。</p> <p>（使用廃止の届出）</p> <p>第五条 第三条第一項から第三項までの規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（自動車検査証の返納等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二</p>



の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。  
（に基づき一時抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。

改 正 案	現 行
<p>第三十四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。</p>	<p>第三十四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第二条（略）                      2・3（略）                      4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。                      一・二（略）                      三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）                      四〇七（略）                      5（略）                      6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）、船舶及び航空機をいう。</p>	<p>（定義）                      第二条（略）                      2・3（略）                      4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。                      一・二（略）                      三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者                      四〇七（略）                      5（略）                      6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。</p>

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。第九項第三号において同じ。）、船舶及び航空機をいう。</p> <p>7〇12 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。</p> <p>7〇12 (略)</p>

改正案	現行
<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二条の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三了八（略）</p> <p>（指示）</p>	<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第八十条第一項（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二条の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三了八（略）</p> <p>（指示）</p>

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の停止)

第二十三條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は自動車運転代行業者が前条第二項の規定による指示に違反したときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、前項の規定による命令をすべき旨を要請することができる。

3 (略)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第八十条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の停止)

第二十三條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第八十条の規定に違反した場合において自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は自動車運転代行業者が前条第二項の規定による指示に違反したときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、前項の規定による命令をすべき旨を要請することができる。

3 (略)